

5 児童・生徒の健康に関する緊急対応体制

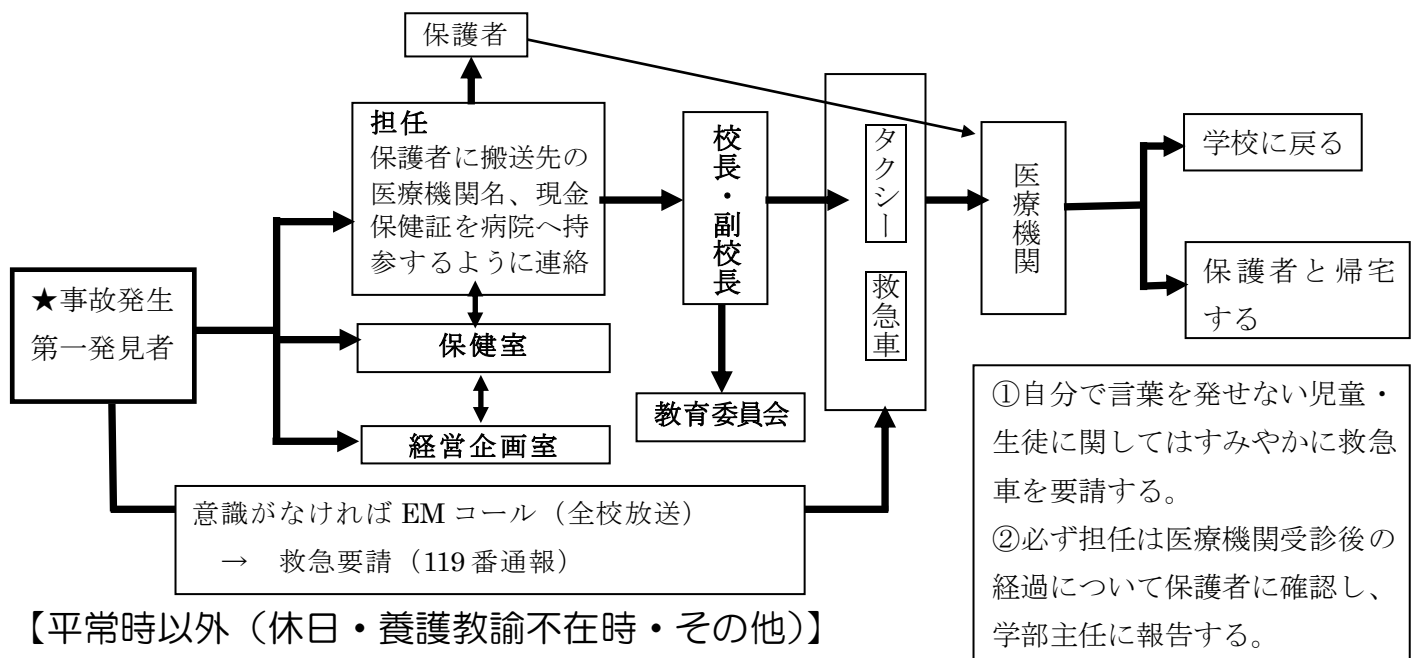
(1) 基本方針

- ①児童・生徒の安全確保、生命維持最優先とする。
- ②全教職員の共通理解のもと、管理職や養護教諭が不在の場合においても、冷静で的確な判断と指示を行う。
- ③適切な対処と迅速正確な連絡・通報を行う。

(2) 緊急時対応体制

- ①管理職に相談の上、すみやかに「119」通報を行う。
- ②いつ・どこで・誰が・何が起きたか・症状・現在の状況・連絡者名を伝える。

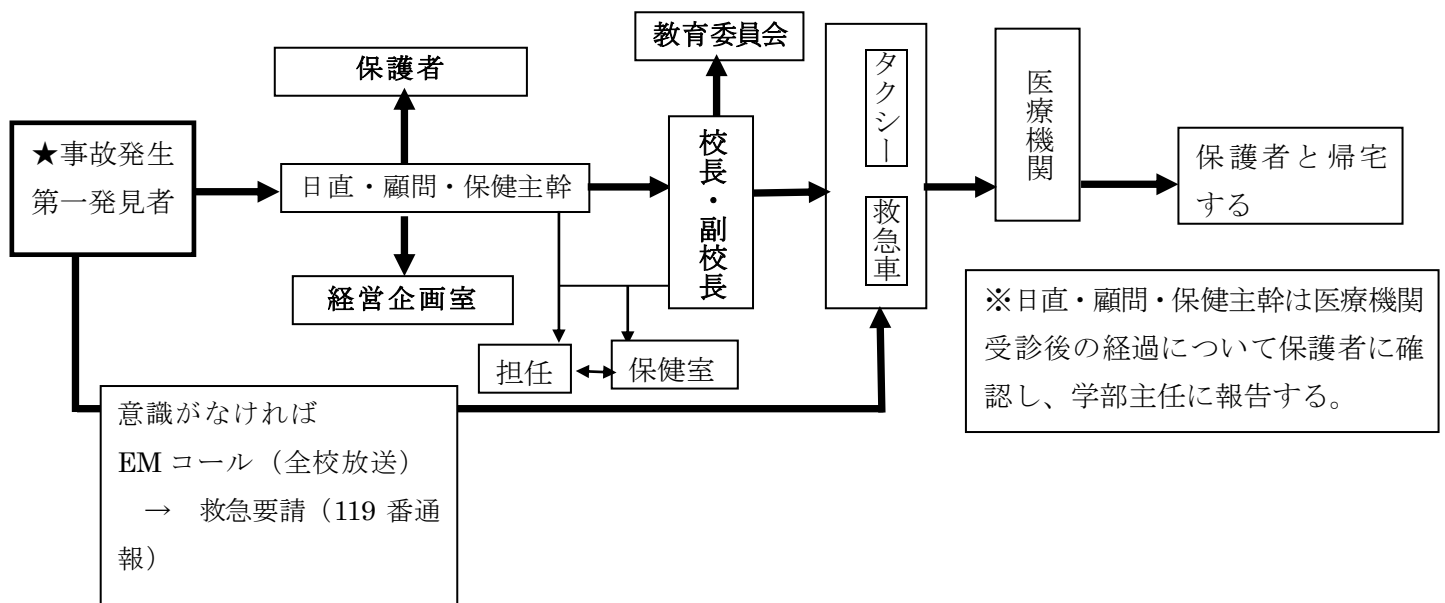
【平常時（授業中・休み時間・放課後）】



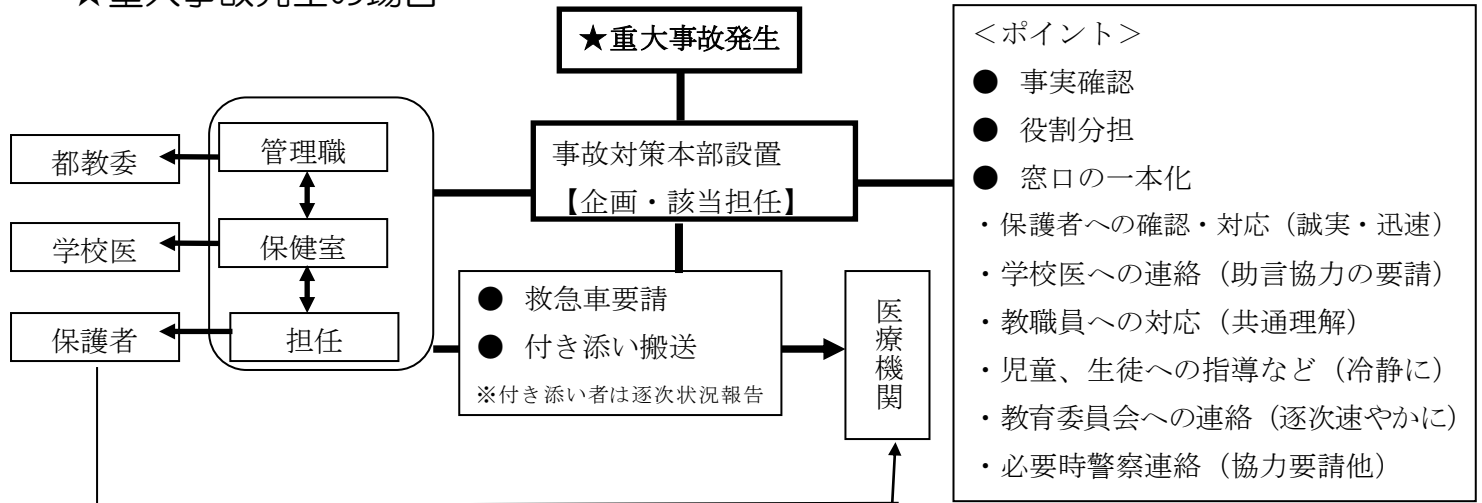
【平常時以外（休日・養護教諭不在時・その他）】

※ 日直・経営企画室がない場合は、顧問・第一発見者がその役割を担う。

※ 担任・養護教諭には、後程、必ず報告すること。

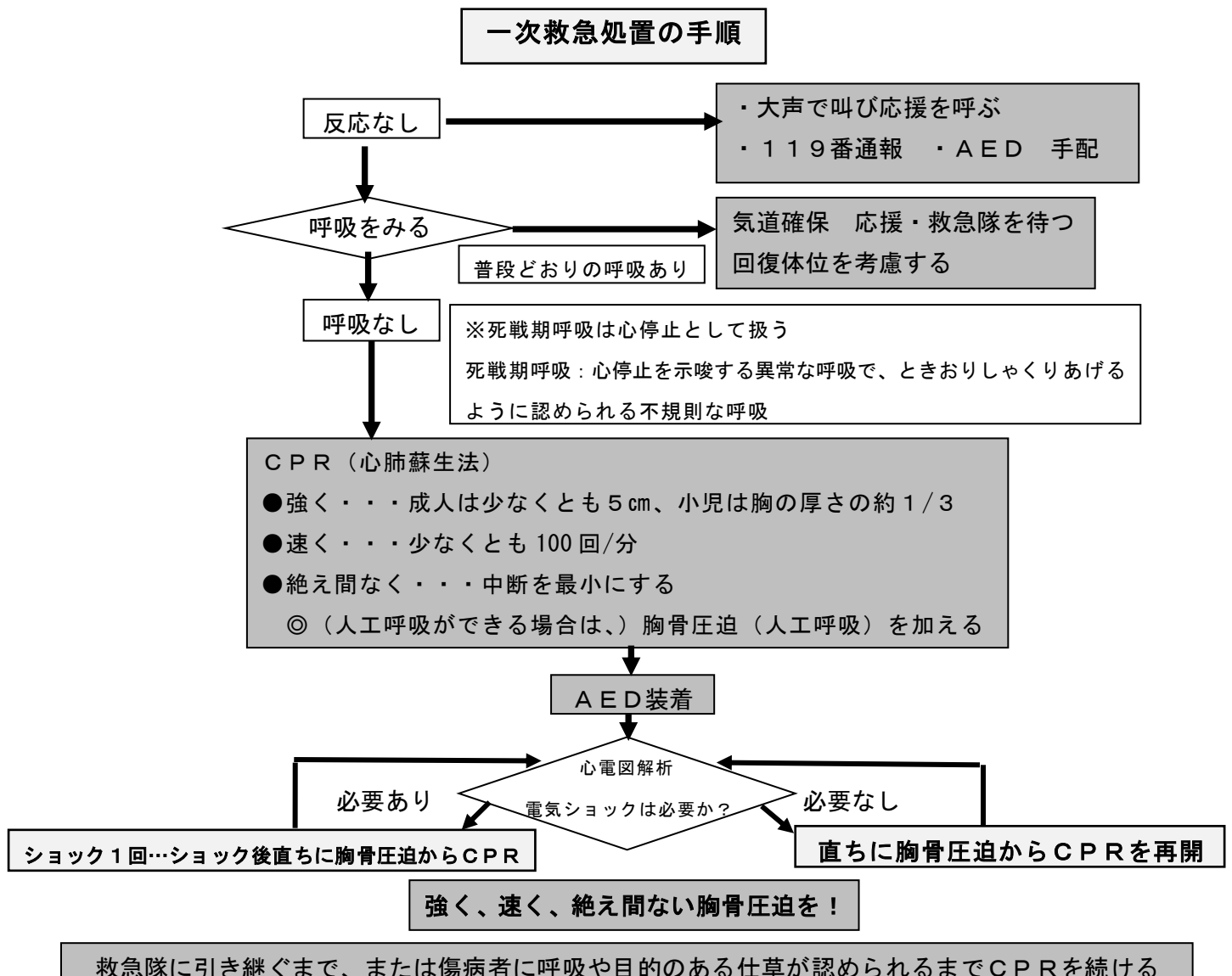


★重大事故発生の場合



（３）救急処置

教職員は、教室に掲示してある「緊急時」を確認しながら、迅速に処置を開始する。心肺蘇生法（心臓マッサージ）及びAEDを行う。



6 児童・生徒の健康に関する平常時の体制

(1) 基本方針

- ①児童・生徒の健康状態を把握し、また、様々な場面を想定した校内研修を実施するなど、緊急時に適切な対策がとれるようにする。
- ②緊急時における教職員の役割分担、連絡系統を明確にし、校内組織体制の強化を図る。

(2) 校内組織体制

学校保健委員会（年2回）、アレルギー対応委員会（年2回）その他、必要な場合に臨時で開催し、対応を検討、決定、実施する。

(3) 日常的な処置

- ①日頃から、石けんでの手洗いやうがいを心がける。

手洗いうがい の徹底	{	・ 給食の前 ・ トイレ介助・オムツ交換を行った際 ・ 嘔吐処理を行った際 ・ 出血を伴う事故（鼻血やけが）の処置や生理時の介助を行なった際 ・ 発熱、下痢をしている児童・生徒の食事介助を行った際
---------------	---	--

- ②他人の血液（鼻血やケガ）、体液、便などの処置や介助時は、使い捨て手袋やエプロン等を使用し、直接に素手で触れない。

- ③血液、便、尿、嘔吐物などが直接、皮膚に付いた場合は、直ちに石けんと流水で洗い流す。衣服や持ち物についた場合は、感染の可能性があるため、洗い流さず、袋に密封し、家庭へ持ち帰らせる。

- ④歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ、食器の個別化の徹底。（共有しない）

- ⑤嘔吐物・排せつ物等の汚物処理の方法について

ア 排せつ物や嘔吐物がついた便座や床は、ペーパータオルを使い、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで拭く。

保健室の処理用バケツを使用する。処理方法は、教室掲示を確認し、適切に処理する。

イ 給食時の食器は、保健室にて消毒後、他の食器とは別にし、その旨を伝えて返却する。

ウ 塩素系漂白剤とバケツを借りて消毒する。消毒後、他の食器とは別にし食堂へその旨を伝えて返却する。

エ 処理で出たゴミについては、耐水性のビニール袋に入れ、密閉し、指定の方法で廃棄する。

- ⑥出血、咬傷時の処置について

ア 負傷を起さないよう予防に努める。

イ 血液が手についた場合→石けんを使い流水で洗い流す。

ウ 咬傷の場合

- ・ 皮膚に傷がないか確認。〔傷がある場合は応急処置をする。処置をする人は、ゴム手袋をする。〕
- ・ 出血をした部分を流水で洗う。
- ・ 止血をし、血液が直接触れないように出血部位を保護する。
- ・ ゴミは耐水性のゴミ袋に入れて密閉し直ちに廃棄する。

- ⑦施設、環境の整備

ア 水回りは清潔にして乾燥させるよう心がける。

イ ドアノブ、教材、教具など児童・生徒が頻繁に触れる物は、定期的にアルコール噴霧や日光消毒をする。

ウ カーペット、敷物を排泄物で汚した場合は、アルコール消毒又は塩素系漂白剤をかけ、10分くらい放置する。その後、水拭きをし、日干しにする。

(4) 日常的な処置

- ①担架の設置場所 プール、体育館2階入り口、運動場入り口、B棟3階トイレ前
- ②AED設置場所 玄関（経営企画室前廊下）、校長室前廊下（水泳指導実施期間中は、プール倉庫）
- ③アレルギー疾患のある児童・生徒の把握と対応決定
 - ・食物アレルギー対応委員会にて把握・対応決定後、全教職員で情報共有・対応を行う
- ④その他疾患のある児童・生徒の把握と情報の共有
 - ・「学校生活管理指導表」「主治医管理表」に関する情報の共有
- ⑤「緊急連絡カード」の準備と保管場所の共有
 - ・生活指導部が原本管理

7 緊急連絡先（関係機関連絡先）

学校医（新井クリニック）	042-557-0018	瑞穂町長岡 1-51-2
福生警察署	042-551-0110	福生市加美平 3 丁目 25 番地
福生消防署羽村出張所	042-554-0119	羽村市栄町 2-21-9
西多摩保健所	0428-22-6141	青梅市東青梅 1 丁目 167 番地 15
東京都家畜保健衛生所	03-5321-1111	西多摩郡日の出町平井 2759